

福井県新型コロナウイルス感染症対策緊急小口資金要綱

1 目 的 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りが悪化している中小企業者に対し、融資の円滑化を図ることにより、中小企業者の経営の安定に寄与することを目的とする。

2 融 資 対 象 者 県内において事業を営み、次の(1)から(3)のいずれにも該当する中小企業者

(1) 新型コロナウイルスの影響を受けたことにより、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者

(2) 令和3年1月から5月のうち1月の売上高が前々年同月の売上高(※)と比較し50%以上減少していること

※「前々年同月の売上高」について、令和元年5月2日から同年11月までに創業したものは「創業の翌月から令和元年12月までの月平均売上高」、令和元年12月から同2年11月までに創業したものは「令和2年1月から同年12月までの月平均売上高」、令和2年12月から同3年3月までに創業したものは「令和3年1月から同年5月までの月平均売上高」に読み替える

(3) 据置期間が1年以上残る新型コロナウイルス感染症対応資金の融資残高が無いこと

3 融 資 限 度 額 200万円

4 使 途 お よ び 経営の安定に必要な事業資金
融 資 期 間 (設備資金、運転資金および借換資金。ただし、借換の対象は、保証協会の保証付きで責任共有対象外の既往借入金に限る。)
7年以内(据置1年以内を含む。)

*中小企業者の定義
P.1「共通2(1)」参照

5 融 資 利 率	福井県中小企業者向け制度融資要綱（共通）の「5（5）融資利率」の別表1のとおりとする。	*令和3年7月 日現在 1.00%以下（保証付き・責任共有制度対象外） *責任共有制度の対象外となります。
6 信 用 保 証	保証協会の保証を必ず付けること。 ・本資金は、保証協会の特別保証の対象となる。	
7 保 証 料 補 給	この制度による融資金に係る保証については、県が保証料相当額を負担する。	*県が保証協会に対し保証料の全額を負担するため、中小企業者は保証協会に対し保証料を支払う必要はありません。 *保証料補給の対象は、令和4年3月31日までの融資実行分に限ります。
8 担 保 ・ 保 証 人	保証協会の定めによる。	
9 必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 融資申込書1部 [様式第1号ー1、2] (2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書 (3) 消費税の納税証明書（その3） (4) 融資対象者であることを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による市町長の認定書 ・売上減少要件に係る確認書（様式第2号）および根拠資料 (5) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類 	*消費税の納税証明書は省略可。
10 その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。 (2) 県が必要と認める場合、融資または保証について、取扱金融機関、保証協会、関係支援機関およびセーフティネット保証の認定を行った市町に対し報告を求め調査を行うことができる。 	

附 則

この要綱は、令和3年7月12日から施行する。